



山形県公報

令和4年3月25日(金)
第291号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……256
- 山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……257

告 示

- 液化石油ガス販売事業者の認定……………(最上総合支庁総務課) ……同
- 山形県水資源保全地域の指定……………(環境企画課) ……258
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(庄内総合支庁水産振興課) ……260
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……同
- すけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……………(同) ……同
- するめいかに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定…(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 健康の森公園の利用料金……………(村山総合支庁建設総務課) ……261
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……262
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……263
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……264
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……265
- 同……………(同) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防・災害対策課) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……266
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……267

選挙管理委員会関係

告示

- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………同
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………268

企業局関係

規程

- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程……………269

病院事業局関係

規程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………270

公告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業・県産品振興課）…271
- 同……………（同）…272
- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………（同）…273
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…277
- 同……………（同）…281
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（河北病院）…285

正誤

規 則

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「（有毒な部位が除去され、又は塩蔵された後に、加工され、又は調理されたものを除く。別表第1及び別表第2を除き、以下同じ。）を処理し、加工し、調理し、又は販売する」を「を処理する」に、「生食用牛肉又はふぐの取扱い」を「生食用牛肉の加工若しくは調理又はふぐの処理（以下「生食用牛肉又はふぐの取扱い」という。）」に、「別記様式第4号又は別記様式第5号によりその旨」を「次に掲げる事項を記載した届出書に当該施設の平面図を添えて」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同項に次の6号を加える。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 生食用牛肉又はふぐの取扱いをする施設の所在地及び名称、屋号又は商号
- (3) 政令第35条各号に掲げる営業の種類
- (4) 生食用牛肉を加工し、又は調理する施設にあつては、加工又は調理の別、加工又は調理の方法の概要及び生食用牛肉に関する専門の知識を有する者の氏名
- (5) ふぐを処理する施設にあつては、省令別表第17第1へに規定するふぐの種類の種類に鑑別に関する知識及び有毒部

位を除去する技術等を有すると認められた者の氏名

(6) 生食用牛肉又はふぐの取扱いの開始の予定年月日

第9条第2項中「届出をした者は、届出事項」を「届出書を提出した者は、届出書の記載事項」に、「その日から10日以内に別記様式第6号又は別記様式第7号によりその旨」を「速やかに次に掲げる事項を記載した届出書」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同項に次の4号を加える。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 生食用牛肉又はふぐの取扱いをする施設の所在地及び名称、屋号又は商号
- (3) 政令第35条各号に掲げる営業の種類
- (4) 変更した事項

第9条第3項中「届出をした」を「届出書を提出した」に、「その日から10日以内に別記様式第8号又は別記様式第9号によりその旨」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同項に次の4号を加える。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 生食用牛肉又はふぐの取扱いをする施設の所在地及び名称、屋号又は商号
- (3) 政令第35条各号に掲げる営業の種類
- (4) 生食用牛肉又はふぐの取扱いの廃止の年月日

別記様式第4号から別記様式第9号までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則（平成13年3月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「ねこの」を「猫の」に改め、同条第3号及び第4号中「のねこ」を「の猫」に改め、同条を第11条とする。

別記様式第1号の注書第1項中「第12条」を「第11条」に改める。

別記様式第2号を削り、別記様式第3号を別記様式第2号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第207号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称 及 び 代 表 者 氏 名	所 在 地	認 定 の 種 別	認 定 年 月 日
株式会社もがみJAサービス 代表取締役 安食 賢一	新庄市大字福田字福田山 711番地73	第二号認定液化石油ガス 販売事業者	令和 4. 3. 3

山形県告示第208号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 寒河江市水資源保全地域
(2) 区 域 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める寒河江市の森林の区域
- 2 (1) 名 称 河北町水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める西村山郡河北町の森林の区域

山形県告示第209号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社本沢農産
代表取締役 庄司 保
山形市大字仁位田1529-3
(2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
有限会社本沢農産 代表取締役 今野 博允 山形市大字仁位田1529-3	有限会社本沢農産 代表取締役 庄司 保 山形市大字仁位田1529-3	令和4年2月1日

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社コープスター会
代表取締役 齋藤 譲二
鶴岡市越後京田字双見6-1
(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
齋藤 譲二 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年3月10日
齋藤 卓也 玄米	同 左		
	井上 貴利 玄米		

	斎藤 絵利 玄米	
	富樫 大希 玄米	

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 株式会社ライズ・イン
 代表取締役 押井 秀勝
 鶴岡市箕升新田字西新田12

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
押井 秀勝 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年3月10日
	押井 極 玄米		
	大久保 慎也 玄米		
	佐藤 司 玄米		

- 4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 有限会社ファーマーズ・クラブ赤とんぼ
 代表取締役 北澤 正樹
 東置賜郡高畠町大字一本柳1380

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
栗田 栄一郎 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年3月10日
武田 和敏 玄米	同 左		
佐々木 耕平 飼料用もみ、玄米	同 左		
	戸田 遥夏 飼料用もみ、玄米		

- 5 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 株式会社カトーコーポレーション
 代表取締役社長 加藤 洋三
 上市市阿弥陀地字旱田705-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
加藤 洋三 もみ、玄米、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和4年3月10日
西村 修 もみ、玄米	同 左		

安達 史隆 玄米	同 左	
加藤 聡 もみ、玄米	加藤 聡 もみ、玄米、そば	

山形県告示第210号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第211号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第212号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、すけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第213号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第214号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
農村地域防災減災事業（ため池整備）	蛭 沢 地 区	令和3年12月13日
水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）	黒 井 堰 地 区	令和4年3月17日

山形県告示第215号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、健康の森公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路線名 長井大江線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字大船木字大淀407番1から 同 まで	旧	18.8メートル } 15.1	14メートル
同 上	新	27.6メートル } 18.4	同 上

山形県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路線名 中山三郷寒河江線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡朝日町大字和合元大隅字前原375番1から	同 560番1まで	旧	4.1メートル	25メートル
同			3.2	
同	上	新	8.8メートル	同上
			3.4	

山形県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡朝日町大字古楨字中平315番から	同 まで	旧	16.2メートル	11メートル
同			15.4	
同	上	新	27.0メートル	同上
			20.1	

山形県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白滝宮宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡朝日町大字立木字森合834番3から	同 まで	旧	6.9メートル	12メートル
同			5.8	
同	上	新	9.2メートル	同上
			8.0	

山形県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日和田松川線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
寒河江市大字谷沢字平野山1755番129から		旧	17.6メートル	17メートル
同	まで		9.4	
同	上	新	31.9メートル	同上
			27.6	

山形県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字大船木字大淀407番1から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月25日

山形県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字和合元大隅字前原375番1から
同 560番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月25日

山形県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字古楨字中平315番から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月25日

山形県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 白滝宮宿線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字立木字森合834番3から

- 同 まで
 3 供用開始の期日 令和4年3月25日

山形県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 日和田松川線
 2 供用開始の区間 寒河江市大字谷沢字平野山1755番129から
 同 まで
 3 供用開始の期日 令和4年3月25日

山形県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月25日から同年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
 2 路 線 名 余目加茂線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡三川町大字猪子字高倉257番1から 同 まで	旧	43.5メートル } 40.4	1メートル
同 上	新	43.5メートル } 42.4	同 上

山形県告示第227号

令和3年9月県告示第743号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

- （変更前） 令和3年9月1日から同年12月24日まで
 （変更後） 令和3年9月1日から令和4年2月10日まで

山形県告示第228号

令和3年11月県告示第864号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

- （変更前） 令和3年10月20日から同年12月24日まで
 （変更後） 令和3年10月20日から令和4年2月10日まで

山形県告示第229号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市の一部、長井市の一部、南陽市の一部、西村山郡朝日町の一部、東置賜郡高島町の一部、同郡川西町の一部、西置賜郡白鷹町の一部（最上川上流置賜地区）
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年9月1日から令和4年2月10日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ計測、航空レーザ測深）

山形県告示第230号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上川流域（米沢市の一部、長井市の一部、南陽市の一部、西村山郡朝日町の一部、東置賜郡高島町の一部、同郡川西町の一部、西置賜郡白鷹町の一部及び同郡飯豊町の一部）
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年10月20日から令和4年2月10日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
前沢	別紙図面のとおり	土石流
塩田沢	別紙図面のとおり	土石流
小町ヶ入	別紙図面のとおり	土石流
滝ノ入沢	別紙図面のとおり	土石流
田辺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関寺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
箕和田2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白

鷹町役場において縦覧に供する。

山形県告示第232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
前沢	別紙図面のとおり	土石流
塩田沢	別紙図面のとおり	土石流
小町ヶ入	別紙図面のとおり	土石流
滝ノ入沢	別紙図面のとおり	土石流
田辺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関寺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
箕和田2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

山形県告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
前沢	別紙図面のとおり	土石流
塩田沢	別紙図面のとおり	土石流
小町ヶ入	別紙図面のとおり	土石流
滝ノ入沢	別紙図面のとおり	土石流
田辺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関寺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
箕和田2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

山形県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田辺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関寺	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
箕和田2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和4年3月25日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
山形県歯科技工士連盟	櫻井利浩	主たる事務所の所在地	山形市十日町2丁目4番35号（一社）山形県歯科医師会館内	天童市大字藤内新田106番地	令和3.4.1
佐久間千佳後援会	成澤正	会計責任者の氏名	佐久間利文	大瀧昌貴	同4.1.23
私鉄庄内交通政策研究会	後藤正志	会計責任者の氏名	小林浩行	屋代高志	同2.7

山形県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年3月25日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
税理士による近藤洋介後援会	天 野 富 雄	令和 3.12.31
五十嵐えいじ後援会	佐 藤 助 弘	令和 4. 1.30
五英会	五 十 嵐 英 治	令和 4. 1.30
江口ただひろ後援会	横 山 太 吉	令和 4. 1.31
さがえをもっと！もっと！元気にする会	井 上 尚	令和 4. 2. 1

山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和4年3月25日

山形県選挙管理委員会
委員長 粕 谷 真 生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
五 十 嵐 英 治	五英会	令和 4. 1.30

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第1号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 固定資産の項の表中

風力発電設備	(何) 発電所 (何) 集中制御所		を
風力発電設備	(何) 発電所 (何) 集中制御所 (何) 等		に、

	有形固定資産	土地 建物 機械装置		を
	有形固定資産	土地 建物 構築物 機械装置 諸装置 備品	鉄筋コンクリート造 金属造 木造 水路・水圧管路 水路・放水路 水車 発電機 配電盤開閉装置 自動制御装置 その他機械装置 通信電灯電力装置 雑装置 工具 器具及び備品	に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第2号

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県公営企業固定資産管理規程の一部を改正する規程

山形県公営企業固定資産管理規程（昭和56年4月県企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第5号の表を次のように改める。

目	節	細節	資産単位物品名
土地			(何) 発電所土地 (何) 集中制御所土地
建物	鉄筋コンクリート造 金属造 木造		(1) 水力発電設備の「建物（目）」の資産単位物品名に準ずる。
構築物	水路・水圧管路 水路・放水路		(1) 水力発電設備の「構築物（目）」の「水路・水圧管路（節）」の資産単位物品名に準ずる。 (1) 水力発電設備の「構築物（目）」の「水路・放水路（節）」の資産単位物品名に準ずる。

機械装置	水車	(1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「水車（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	発電機	(1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「発電機（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	配電盤開閉装置	(1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「配電盤開閉装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	自動制御装置	(1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「自動制御装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	その他機械装置	(1) 水力発電設備の「機械装置（目）」の「その他機械装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。
諸装置	通信電灯電力装置	(1) 水力発電設備の「諸装置（目）」の「通信電灯電力装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	雑装置	(1) 水力発電設備の「諸装置（目）」の「雑装置（節）」の資産単位物品名に準ずる。
備品	工具	(1) 水力発電設備の「備品（目）」の「工具（節）」の資産単位物品名に準ずる。
	器具及び備品	(1) 水力発電設備の「備品（目）」の「器具及び備品（節）」の資産単位物品名に準ずる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第4号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中	胎児染色体検査料（羊水穿刺法）		1回につき	70,510円	を	
	人工授精料		1回につき	22,200円		
	体外受精料	採卵料	1回につき	73,480円		
		受精培養料	顕微授精を伴う場合	1回につき		146,570円
			上記以外の場合	1回につき		92,080円
胚移植料		1回につき	50,710円			

「胎児染色体検査料（羊水穿刺法） 1回につき 70,510円」に改める。

附 則

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 施行日前に治療計画を作成し、施行日以後に人工授精又は体外受精を行う場合であって、山形県立病院料金条例（平成14年10月県条例第51号）別表に規定する保険診療に該当しない場合の料金の額は、なお従前の例による。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに中山町役場において令和4年7月25日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヤマザワ中山店
東村山郡中山町大字長崎字新町3030番67外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 古山 利昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目9番3号	山 澤 廣

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年11月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,533平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 167台
 - (2) 駐輪場の収容台数 40台
 - (3) 荷さばき施設の面積 244平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 12立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前8時
ロ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
令和4年3月9日
- 9 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年7月25日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において令和4年7月25日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ新庄鉄砲町店・セブンイレブン新庄鉄砲町店
新庄市鉄砲町1番26号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社須藤不動産 天童市芳賀タウン北三丁目2番11号
代表取締役 須藤 芳男
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	八 幡 政 浩
株 式 会 社 須 藤 不 動 産	天童市芳賀タウン北三丁目2番11号	須 藤 芳 男

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年11月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,416平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 62台
 - (2) 駐輪場の収容台数 26台
 - (3) 荷さばき施設の面積 72平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 12立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 ツ ル ハ	午前8時	翌午前0時
株 式 会 社 須 藤 不 動 産	終日営業	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 終日
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日
- 8 届出年月日
令和4年3月10日
- 9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年7月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において令和4年4月25日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ソルハドラッグ山形南原店
山形市南原三丁目1番地2外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

令和3年11月2日

3 意見の概要

夜9時以降について、来客自動車の時速10キロメートル徐行により騒音基準を満たす予測となっていることから、監視及び注意喚起を徹底すること。また、来客に対し時速10キロメートル徐行の徹底ができない場合は、夜9時以降は住居が隣接する駐車場南側を閉鎖する等の対策を検討すること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	2	一般用	23,700 円	27,400 円	31,300 円	35,400 円	40,400 円	46,600 円	3月分 の家賃 に相当 する額
同 3号	同	同	74.0	4	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800	
同 4号	同	2DK	60.3	2	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,100	38,200	
同	同	3DK	74.0	2	同	23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800	
同 春日アパー ート2号	同 春日五丁 目2-43	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 3号	同	同	75.6	1	同	25,700	29,700	34,000	38,300	43,800	50,500	
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	2	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,400	31,700	
同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,300	
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	2DK	54.7	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同	同	3DK	68.2	2	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
同 2号	同	同	68.8	2	同	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	
同 3号	同	同	69.9	3	同	23,000	26,500	30,400	34,200	39,100	45,100	
同 4号	同	2DK	62.1	1	同	20,600	23,800	27,200	30,700	35,100	40,500	

同	同	3DK	75.4	3	同	25,000	28,900	33,000	37,300	42,600	49,100	同
同 5号	同	同	75.4	4	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	同
同 6号	同	同	75.4	1	同	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,300	同
同 相生アパ ート1号	同 相生町7 -65	同	69.2	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	同
同 2号	同	同	72.9	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	同
同 3号	同	同	72.9	6	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	同
同 糠野目第2 アパート	東置賜郡高島町 福沢南21-2	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	同
同 館之北アパ ート	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	70.7	1	同	20,300	23,400	26,800	30,200	34,600	39,900	同
同 白鷹アパ ート	西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	同

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年4月1日から令和5年1月31日までの午前10時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。郵送の場合は、令和5年1月31日の午後5時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要			
					収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営東部アパ ート1号	鶴岡市朝陽町6 -25	住宅形式 3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 55.7 平方メートル	3	一般用	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 2号	同 5	同	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		同
同 3号	同 6	同	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		同
同 茅原アパ ート1号	同 北茅原町 9	同	5	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600		同
同 2号	同	同	1	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,400		同
同 3号	同	同	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	29,900	34,500		同
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000		同
同 2号	同 9 -30	同	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		同
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	2LDK	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100		同
同	同	3DK	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100		同
同 2号	同 23 -62	2LDK	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100		同
同	同	3DK	2	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100		同
同 3号	同 23 -60	2LDK	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100		同
同 川南アパ ート1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	6	同	15,100	17,500	20,000	22,600	25,800	29,800		同

同 2号	同 1-2	同	51.2	4	同	15,300	17,600	20,200	22,800	26,000	30,000	同
同 川南住宅3号	同 1-3	同	54.6	3	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,400	31,700	同
同 号	同 1-4	3K	54.6	5	同	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,200	同
同 川南アパート5号	同 1-5	同	55.7	1	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	同
同 こがね住宅	同 こがね町一丁目21-1	2DK	63.5	1	特定目的用(身障者用)	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	同
同 こがねアパート1号	同	3DK	63.5	3	一般用	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	同
同 2号	同 21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	同
同 3号	同 21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	同
同 東泉アパート1号	同 東泉町四丁目15-21	同	64.2	3	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	同
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	同
同 3号	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	同
同 鳥海アパート1号	同 富士見町三丁目2-118	同	69.2	2	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	同
同 2号	同	同	69.2	3	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,500	45,600	同
同 狩川アパート	同 東川郡庄内町狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	同

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年4月1日から令和5年1月31日までの午前10時から午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。郵送の場合は、令和5年1月31日の午後

5時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要			
					収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者		収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
県営東部アパート2号	鶴岡市朝陽町6-5	3DK 住宅形式 1戸当たり 住戸専用 面積 55.7 平方メートル	1	一般用	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	3月分の家賃に相当する額	单身可
同 3号	同 6-6	同	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		
同 茅原アパート2号	同 北茅原町9	同	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500		单身可
同 城南アパート1号	同 城南町9-34	同	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000		同
同	同	同	2	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000		
同 末広アパート1号	同 末広町23-63	2LDK	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100		单身可
同	同	3DK	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100		
同 3号	同 23-60	2LDK	3	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100		
同	同	3DK	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100		
同 川南アパート1号	酒田市若宮町二丁目1-1	2DK	1	特定目的用 (高齢者特別)	15,100	17,500	20,000	22,600	25,800	29,800		单身可
同 2号	同 1-2	同	1	一般用	15,300	17,600	20,200	22,800	26,000	30,000		同
同 川南住宅3号	同 1-3	同	3	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,400	31,700		
同 4号	同 1-4	3K	4	同	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,200		
同 川南アパート5号	同 1-5	同	3	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000		

同 かねアパ 一ト1号	同 かね町 一丁目21-1	3DK	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同 3号	同 21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同	同	同	69.5	1	同	19,700	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	
同 東泉アパ ト2号	同 東泉町四 丁目15-22	同	62.6	3	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	
同 3号	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	单身可
同	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 鳥海アパ ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	1	特定目的用 (農、畜、水産)	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	单身可
同	同	同	69.2	3	一般用	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	
同	同	同	69.2	1	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	单身可
同 北新アパ 一ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	1	特定目的用 (農、畜、水産)	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	同
同 余目アパ ト	同 東田川郡庄内町 余目字大塚93-1	3DK	62.6	1	一般用	15,700	18,200	20,800	23,400	26,800	30,900	
同	同	同	62.6	1	同	15,700	18,200	20,800	23,400	26,800	30,900	单身可
同	同	同	64.2	1	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	
同 狩川アパ ト	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	单身可
同 遊佐アパ ト	同 鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和4年4月4日から同月8日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和4年4月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和4年6月上旬

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年3月25日

山形県立河北病院長 深 瀬 和 利

1 随意契約に係る特定役務等の名称及び数量

MR I 修繕業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立河北病院総務課施設用度係
西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131

3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年2月25日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

東北医療機器株式会社 山形市蔵王成沢422-2

5 随意契約に係る契約金額 32,670,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第5号該当

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
昭和26.10.10	第3590号	1747	下段21	旅行 命令 者	旅行 命令 等
平成27.10.30	第2693号	1352	3	褥傷	褥瘡

令和4年3月25日印刷 発行所 山形県庁
令和4年3月25日発行 発行人 山形県